



東京海上日動

To Be a Good Company

ドローンを取り扱う事業者の皆様へ

産業用無人ヘリコプター総合保険のご案内

(動産総合保険・施設賠償責任保険)

2015年7月1日販売開始

東京海上日動火災保険株式会社



目次

1. ご提案
2. 産業用無人ヘリコプターを取り巻くリスク
3. 産業用無人ヘリコプター総合保険の構成
4. 産業用無人ヘリコプター総合保険の内容
5. お支払いする保険金
6. 補償の対象とならない主な損害
7. 保険料
8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご提案

産業用の無人ヘリコプターは、農薬散布、航空写真撮影、災害調査等を目的として近年その商業的または公共的な利用機会は増加しております。しかし、無人ヘリコプターの使用には、機体そのものの損壊リスクや第三者への法律上の損害賠償リスクが伴います。

本案内書では、無人ヘリコプターを取り巻くリスクヘッジの手段として、「産業用無人ヘリコプター総合保険」をご案内申し上げます。

ご検討いただき、是非ご用命賜りますようお願いいたします。

※以下、本案内書では産業用無人ヘリコプターを、単に「無人ヘリコプター」または「ドローン」と表記する場合がございます。

2. 産業用無人ヘリコプターを取り巻くリスク

産業用無人ヘリコプターの使用には、以下のようなリスクが想定されます。

機体の損壊

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した！

機体の捜索・回収

空撮中に機体の行方がわからなくなり、機体の捜索のための交通費と宿泊費が追加で必要となった！

対人賠償

無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！

落雷

操縦中のドローンが、落雷を受けて破損してしまった！

盗難

倉庫に保管していたドローンが、何者かに盗まれてしまった！

対物賠償

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまった！

3. 産業用無人ヘリコプター総合保険の構成

産業用無人ヘリコプター総合保険は、動産総合保険および施設賠償責任保険のセット商品です。

リスクの種類	対応する保険契約	補償の対象となる主な事故
機体にかかわるリスク	動産総合保険	保険期間中に無人ヘリコプターに生じた、不測かつ突発的な事故 (例) •墜落や他物との接触 •火災、落雷、爆発 •ひょう災、雪災、水濡れ(水災を除きます。) •外部からの物体の飛来または衝突 •盗難、いたずら 等
第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク	施設賠償責任保険	無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因して、所有者(貴社)が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担すること

4. 産業用無人ヘリコプター総合保険の内容

	動産総合保険	施設賠償責任保険
保険の対象となる 無人ヘリコプター	貴社が所有する総重量（*）150kg未満かつ保険金額10万円以上の産業用無人ヘリコプター （レジャー用および曲技用の無人ヘリコプターは、対象となりません。） （*）燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。 （注）燃料、薬剤は保険の対象には含まれません。	
被保険者	貴社（機体の所有者様）	
お支払いする 主な保険金	① 損害保険金 ② 臨時費用保険金（オプション） ③ 残存物取片づけ費用保険金 ④ 捜索・回収費用保険金 ⑤ 権利保全費用 ⑥ 損害拡大防止費用	① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 ③ 損害防止軽減費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 協力費用
補償の対象となる期間 （保険期間）	1年間	
保険金額または 支払限度額	無人ヘリコプターの時価額を 保険金額として設定します。	ご契約時に支払限度額を設定いただきます。 （例）対人賠償：1名につき 1億円 対物賠償：1事故につき1億円

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その①～

①損害保険金

- 不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする無人ヘリコプターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。
- 損害保険金は、損害の額（全損の場合には時価額または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合にはその分を差し引きます。））から免責金額（*）を差し引いた残額をお支払いします。保険金額が、時価額に満たない場合には、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{保険金額} \div \text{時価額}$$

（*）保険の対象が全損となった場合は、免責金額は適用しません。

- 保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ただし、保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。

②臨時費用保険金（オプション）

- 損害保険金がお支払われる場合、事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額（1事故につき300万円を限度とします。）をお支払いします。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その②～

③残存物取片づけ費用保険金

○損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。

④搜索・回収費用保険金

○操縦中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、次の（a）から（c）に該当する場合は、無人ヘリコプターを搜索または回収するために支出した必要かつ有益な搜索・回収費用（交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額の10%を限度として、お支払いいたします。

- （a）無人ヘリコプターが発見されなかった場合
- （b）回収された無人ヘリコプターに損害が生じていなかった場合
- （c）回収された保険の対象が全損であった場合

※上記（a）から（c）以外の場合は、損害保険金の額に、搜索・回収費用を含めてお支払いします。

5. お支払いする保険金

機体に関する保険金（動産総合保険）～その③～

⑤権利保全費用

○東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

⑥損害拡大防止費用

○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。
○保険金額または時価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。

5. お支払いする保険金

損害賠償責任に関する保険金（施設賠償責任保険）～その①～

①法律上の損害賠償金

○法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。
（注）賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、弊社の同意が必要となります。

②争訟費用

○損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）をお支払いします。

③損害防止軽減費用

○事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

5. お支払いする保険金

損害賠償責任に関する保険金（施設賠償責任保険）～その②～

④緊急措置費用

○事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

⑤協力費用

○弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

6. 補償の対象とならない主な損害（動産総合保険）

- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ブレードに単独で生じた損害
- 操縦中の保険の対象の行方がわからなくなり、発見されなかったことによる損害
- 日本国外にある保険の対象について生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象のかしによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害

等

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

6. 補償の対象とならない主な損害（施設賠償責任保険）

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する事故
- 汚染物質の排出・流失・いっ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。）

等

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

7. 保険料

無人ヘリコプター1機あたりの保険料

機体にかかわるリスク（動産総合保険） : ●●円

第三者への法律上の賠償責任にかかわるリスク（施設賠償責任保険） : ●●円

合計 : ●●円

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. 告知義務について

- 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。

ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2. 通知義務について

- ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

○保険の対象の保管場所の構造を変更したこと

○保険の対象の主たる保管場所を変更したこと

3. 事故が起こった場合の手続き

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。）。

- 保険金請求の時効

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

4. 解約と解約返れい金

- ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- ・返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

5. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

6. 保険料領収証

- 保険料を払い込まれる際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、ご確認ください。

7. 保険証券

- ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

8. 代理店の業務

- 代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約は、弊社と直接締結されたものとなります。

9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

10. 共同保険について

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

11. ご契約者と被保険者が異なる場合

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

12. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、弊社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

13. 保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）

このため弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ありがとうございました。
ご検討の程、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

ご注意事項

◆この企画書は、動産総合保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は動産総合保険および施設賠償責任保険のパンフレットをご確認ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「保険約款」をご確認ください。

To Be a Good Company



東京海上日動

TOKIO MARINE
NICHIDO

お問合せ先

〒892-0828
鹿児島市金生町7番8号鹿児島金生町ビル5階
TEL 099-216-8880 FAX 099-227-2000

Alliance
アライアンス株式会社

3201-ER07-14017-201503